

報道関係者 各位

令和7年2月6日

【照会先】 栃木労働局労働基準部賃金室
室長 齋藤 豪徳
賃金指導官 伊藤 信也
(電話) 028 (634) 9109

栃木県衣服製造業最低工賃の改正決定について（答申）

令和7年2月6日、栃木労働局長（川口 秀人）は、栃木県衣服製造業最低工賃について、下記のとおり改正することが適当である旨、栃木地方労働審議会から答申を受けました。

答申内容は以下のとおりである。

栃木県衣服製造業最低工賃（令和4年栃木労働局最低工賃公示第1号）の「3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額」に掲げる表のうち、次の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じた金額欄を次のとおり改正決定すること。

1 改正する品目（工程、規格）及び金額

品目	工程	規格	金額
男子 背広 既製 上衣 洋服	ボタン付け	小ボタン(4つ穴) 根巻きなし	1個につき 12円
	わき裏まつり（わきの一部分について行うものに限る。）	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1枚につき 48円
	すそ裏まつり（すそ裏の一部分について行うものに限る）	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1枚につき 55円
	ベンツ止め	2本糸で×印しつけ止め	1か所につき 10円
婦人・子供 既製 洋服	見返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上	10センチメートルにつき 18円
	肩パット付け	2個1組	1組につき 40円

2 効力発生の日（予定）

上記内容は、所定の手続きを経た後、令和7年4月21日からその効力を発生する予定としている。

【答申に至るまでの経緯】

栃木地方労働審議会は、昨年10月11日に栃木労働局長から栃木県衣服製造業最低工賃の改正決定について諮問を受け、栃木県衣服製造業最低工賃専門部会（部会長 杉田明子）を設置し、全国の衣服製造業最低工賃及び栃木県（地域別）最低賃金の改正状況等を考慮し、審議を重ねた結果、前記の改正の答申を行ったものである。

家内労働法（抄）

（目的）

第一条 この法律は、工賃の最低額、安全及び衛生その他家内労働者に関する必要な事項を定めて、家内労働者の労働条件の向上を図り、もつて家内労働者の生活の安定に資することを目的とする。

2 この法律で定める家内労働者の労働条件の基準は最低のものであるから、委託者及び家内労働者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

（定義）

第二条 この法律で「委託」とは、次に掲げる行為をいう。

一 他人に物品を提供して、その物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品の製造又はその物品の加工、改造、修理、浄洗、選別、包装若しくは解体（以下「加工等」という。）を委託すること。

2 この法律で「家内労働者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他これらの行為に類似する行為を業とする者であつて厚生労働省令で定めるものから、主として労働の対償を得るために、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について委託を受けて、物品の製造又は加工等に従事する者であつて、その業務について同居の親族以外の者を使用しないことを常態とするものをいう。

3 この法律で「委託者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他前項の厚生労働省令で定める者であつて、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について家内労働者に委託をするものをいう。

5 この法律で「工賃」とは、次に掲げるものをいう。

一 第一項第一号に掲げる行為に係る委託をする場合において物品の製造又は加工等の対償として委託者が家内労働者に支払うもの

6 この法律で「労働者」とは、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。

（工賃の支払）

第六条 工賃は、厚生労働省令で定める場合を除き、家内労働者に、通貨でその全額を支払わなければならない。

2 工賃は、厚生労働省令で定める場合を除き、委託者が家内労働者の製造又は加工等に係る物品についての検査（以下「検査」という。）をするかどうかを問わず、委託者が家内労働者から当該物品を受領した日から起算して一月以

内に支払わなければならない。ただし、毎月一定期日を工賃締切日として定める場合は、この限りでない。この場合においては、委託者が検査をするかどうかを問わず、当該工賃締切日までに受領した当該物品に係る工賃を、その日から一月以内に支払わなければならない。

(最低工賃)

第八条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議会又は都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会（以下「審議会」と総称する。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができる。

(最低工賃の改正等)

第十条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

(最低工賃額等)

第十三条 最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金（最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）の規定による最低賃金をいう。以下同じ。）（当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金（労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。））との均衡を考慮して定められなければならない。

2 最低工賃額は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位によつて定めるものとする。

(最低工賃の効力)

第十四条 委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。

(専門部会等)

第二十一条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

2 前項の専門部会は、政令で定めるところにより、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。